## 標題

バハマ籍船の進水用のつり索の保守および新替に関する件

## **ClassNK** テクニカル インフォメーション

No. TEC-0614 発行日 2004年12月16日

各位

今般、バハマ政府から、SOLAS 第Ⅲ章第20.4規則に定められる救命艇、救命いかだおよび救助艇の進水用のつり索の保守および新替に関し、下記のように通知がありましたのでお知らせいたします。

- 1. つり索は、30ヶ月を超えない間隔での両端振り替えおよび5年を超えない間隔での新替の要件に代えて、適格者による少なくとも毎年の次の定期的点検を条件に、振り替えなしで4年を超えない時期に新替することとしてもよい。適格者とは、適切に訓練された資格を有する者で、検査員、製造者あるいはワイヤーの取り扱いおよび点検について経験があるか訓練された陸上要員または本船の士官クラスが含まれる。
  - (1) ドラムに残るつり索が 1 層以下となるように、救命艇を降下着水させ、つり索を弛ませる。ワイヤーの状態を点検するために、グリース等をきれいに拭き取る。
  - (2) つり索の固定されている部分、つまり、滑車や固定器具上で静止しているつり索部分は特に念入りに点検すること。
  - (3) 一度つり索を拭き取った後、錆を取り除き、つり索全体にグリースが染み渡っていたことを確認する。
  - (4) 点検が良好に終わった後、グリース(認められている型式のもの)を再塗布する。
  - (5) 劣化していることが判明したつり索は取り替えること。
- 2. 製造者が海上での使用における耐用年数を示していないステンレス鋼製のつり索にあっては、 通常の亜鉛メッキの鋼製つり索と同じ取り扱いとする。製造者が海上での使用における耐用年 数を5年以上としているステンレス鋼製のつり索にあっては、振り替えまたは上記-1の定期的点 検を条件に、当該耐用年数の期日において新替することでもよい。
- 3. 本船に保管すべき手引き、保守および記録は、次のいずれかによること。
  - (1) SOLAS Reg. III/20.3 で引用される Reg. III/36 に適合する船上保守手引書、または
  - (2) 同 Reg. III/36 の要件を含んだ代替として認められる保守計画
- 4. 本船の保守記録には、つり索の振り替えや毎年の定期的点検を行ったかどうかを明記すること。 (採用されている保守方法による)4 年または 5 年の要求される時期におけるつり索の新替を含むこと。 同記録は SE 検査時に検査員の立会により確認される。

(次頁に続く)

## NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により 発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027 Fax: 03-5226-2029 E-mail: svd@classnk.or.jp